

令和3年 第3回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和3年第3回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 8月2日(月)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎議案第64号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	4
専決第16号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第4号)	
◎議案第65号 工事請負契約の一部変更について(木の町コミュニティ館(仮称)建設事業建築主体工事)の上程、説明、質疑、討論、採決	7
◎閉会の宣告	16
◎署名議員	17

令和3年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和3年8月2日(月曜日)午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第64号 専決処分について

専決第16号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第4号)

日程第 4 議案第65号 工事請負契約の一部変更について(木の町コミュニティ館(仮称)建設事業建築主体工事)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長

星 良 栄	総合政策課長	鈴木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住民生活課長	阿久津 勝 英	健康福祉課長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商工観光課長
月 田 啓	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環境水道課長
渡 部 さ つ き	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農業委員会 事務局長
渡 部 浩 明	学校教育課長	廣 野 友 一 郎	生涯学習課長
阿久津 正 人	館岩総合支所長	馬 場 誠	伊南総合支所長
酒 井 浩 哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星 貴 夫	事 務 局 長	星 彰	議 事 係 長
-------	---------	-----	---------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、こんにちは。

携帯電話などをお持ちの方は、スイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和3年第3回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、川島進君、12番、山内政君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、議案第64号、日程第4、議案第65号の議案の審議に当たりますは、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力よろしくお願いを申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

日程第3、議案第64号 専決処分について、専決第16号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、こんにちは。

令和3年第3回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提出いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第64号 専決処分についてを説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決第16号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1,014万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,446万5,000円としたものであります。

その補正の内容は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金を計上したもので、その財源については全額、国からの新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で対応するものであります。

以上、専決処分についての説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 一般専決の5ページに出ています18節の負担金、補助及び交付金の905万円の部分について伺いたいと思います。

子育て世帯生活支援特別給付金事業は、この予算から見ますと181名分でありますけれども、この低所得者、そこの具体的な基準というもの、あと内容を、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、低所得者子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の内容について、簡単にご説明を申し上げます。

こちらは国の事業として行われるもので、全額国庫負担で行われます。

まず、対象となる者が、児童扶養手当の受給者がございます。こちらにつきましては、県のほうから既に5月11日に給付がなされておりまして、それを除くものが、今回上がる181名の予算で計上させていただいたものでございます。

先ほどの県が支給したのは、児童扶養手当の受給者ということで、いわゆる低所得のひとり親世帯ということになります。それを除くものということで、令和3年4月時点での児童手当の受給者、児童手当でございます、先ほどは児童扶養手当ですが、今回は児童手当の受給者。ということは、まず、中学生以下のお子さんをお持ちの親御さんであって、令和3年度の住民税の均等割が非課税の世帯、そちらがまずは対象となります。

こちらにつきましては、既に税務当局と内容を把握しておりまして、48世帯97名の方が対象となっていることが分かっております。

こちらにつきましては、申請は特別に必要なございませんで、私どものほうで把握したこちらの方に、8月18日に支給を予定しております。

逆に、申請が必要な方ということになりますと、3月31日現在で18歳未満のお子さんの養育者で住民税の均等割が非課税の方、具体的に言いますと、高校生を扶養している住民税均等割の非課税の方ということになります。

先ほども申し上げましたように、今回の町からの支給に関しては、児童手当の対象者ということになりますと、高校生は児童手当の対象となっておりませんので、そういった高校生をお持ちの方で住民税非課税の方も対象になるということでもあります。

さらに、昨年度の所得については住民税非課税ではなかった方であっても、今年の1月以降、コロナの関係で所得が急変された方、そういった方も対象となっておりまして、そちらについても、同様の事情があるということで認められるというふうな内容になっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 おおむね分かりました。

今、1月以降急減したというのは、それは町のほうではつかんでいるということなんでしょうか。それは、もしかすると、事業主さんたちが1月以降コロナで、前年と比較するとこれだけ、3月の申告とは別に、これだけ落ちて、そのまま継続しているとかというような申告、町に対して申告が必要なのか。それを町民が知り得る、そういう町民に周知の方法というのはあるのかどうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

令和3年1月以降の家計が急変した方に対する給付の件でございますが、こちらについては、まず、何を目的にしているのかと申しますと、基本的に所得で、その方を対象者にするかどうかを決めていくわけなんです。昨年度の所得だけで見ると、たった今の現状がどうなのかということがありまして、1月以降に家計が急変した方も対象に含めるといった趣旨でございます。

こちらにつきましては、今後広報等で周知をしていきまして、申請主義ではありますが、そういったところで家計が急変したという書類を提出していただきまして、審査をした上で給付をしたいと、そういうふうに考えております。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第65号 工事請負契約の一部変更について（木の町コミュニティ館（仮称）建設事業建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、次に、議案第65号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本案は、令和3年6月18日付で株式会社芳賀沼製作と契約した木の町コミュニティ館（仮称）建設事業建築主体工事について、工事内容の変更に伴い、請負金額を935万円増額し、変更後の請負金額を2億3,915万1,000円とするものであります。

主な変更理由は、事前のボーリング調査結果により、地耐力を得るための地盤改良として湿式柱状改良工法により工事を発注いたしましたが、工事着手後に、地下約2.5メートルの支持地盤面の土を採取し、配合試験、一軸圧縮試験を実施した結果、湿式柱状改良工法では地耐力が得られないとの結果が出たため、鋼管杭工法に変更するものであります。

以上、提案をいたしました議案の説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、

議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回の町長の説明では全然よく分かりません。935万円の金額の根拠も分かりません。何でこうなったかというのも全然つかめない、根拠が分からないんですね。

その上で質問します。

まず、この工事を始める前に、ボーリング調査は、地質調査はされましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

設計の段階でボーリング調査1か所実施しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 その上で、土壌改良という、今回初めてこの言葉が出てきましたが、我々議会では、造成に当たっても、本体工事に当たっても、土壌改良という文言は全然出てなかったんですよ。そして、今回初めて、2.5メートルのところ掘ってやったら、土壌改良が必要だと。そして、柱状改良工事ですね、これを行う必要があるということ。例えばこれが、所轄の産建委員でも、どこでもいいですよ、現地の視察しましたよね。そういうときにちゃんと説明しましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

そうですね、基礎の具体的なところまでのご説明は、産建委員会でもしておりませんでした。

今回、ボーリング調査の結果、地上2.5メートルまでの支持力が弱かったということは、ボーリングの中でもある程度はつきり分かっていたんですが、こちらは、着工後に試験体による圧縮試験を行って試験結果を確認することを条件に、経済性を含めて、もともと柱状改良工法を選定しておりました。しかしながら、工事契約後、業者さんのほうで掘削をしまして、2.5メートル付近の土を採取して、軟弱土用の固化剤、あとは有機土用の固化剤、この2種類、そして配合、いろんな部分を加えて、合計6パターンの固化試験を行ったんですが、いずれも基準を満たさなかったということでございます。

先ほどのとおり、通常の基礎工法でございましたので、特にその中で具体的な説明はしておりませんでしたので、ここは大変申し訳なく思っています。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 申し訳ありません。今の課長の答弁だと、ボーリング調査時点で腐葉土が検出されたということですよ。そうすれば、酸度が強くて硬化しないのは見えていますよ。そのほかに、今度、モルタル柱状工法では、六価クロムの流出、環境への汚染が懸念されているはずですよ。そういうことの検討はされたんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

ボーリング調査の中では、土の硬さですとか締まり具合、そういったものの支持力の測定、土質の種類判明が目的でありまして、腐植土がそこに入っているかまでの検査は、その段階では分かりません。

ですので、先ほどのとおり、経済性含めて柱状改良工法を設定したわけなんですけど、柱状改良工法の弱点といいますか、固化しにくい場合があるということで、今ほど議員おっしゃられたように、腐植土が発生していたりとか酸性度が強い、そういった土が出た場合にはセメントで固まらない、そういう状況もあるんですけど、これは固化試験をしてみないと、最終的な判断ができないということでございますので、結果として今回のような形での変更になったわけでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 経過は理解できました。

その上で、鋼管に工法を変えるということなんですけれども、鋼管にすると増額するというのがよく分からないんです。幾らの鋼管を使うだかも、何メートル打ち込むかも全然知らされていません。普通に5メートル、7メートルの、太さが例えば100ぐらいのやつだったら、そんな大がかりな機械要りませんよ。例えばですよ。径1,000ミリの鋼管を打つんだったら別です。

この935万円、これが増額する根拠が分からないんです。逆に通常よりも、径が細ければ安くなるはずですよ、これ。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回、鋼管杭工法につきましては、直径約9センチ、それを約3.5メートルのもので321本打つ予定になっております。

935万円の増額が分からないということでございましたので、すみません、先ほど町長の説明の中では、主な変更理由として、ボーリングの調査結果による基礎の工法の変更というふうになっておりますので、改めて、少し詳細の内容について、ここでご説明させていただきたいと思いますが、まず地盤改良工事、これは先ほど、湿式柱状改良工法から鋼管杭工法ということで、湿式柱状改良工法につきましては、直接工事費で289万9,920円、こちらから、鋼管杭工法に変えることによって693万3,600円ということで、403万3,680円増額となっております。

そのほかに、地盤高の調整ということで、碎石の数量を見直した結果、80立米増加となりまして40万8,000円の増加、以下、設計書の再精査による変更ということでございまして、鉄筋工事としまして1万3,750円の減額、あと、コンクリート工事としまして80万9,892円の増、あと、型枠工事としまして133万3,800円の増、鉄骨工事としまして61万1,380円の増額、あと、建具と塗装工事で9万7,586円の増額ということで、直接工事費としまして、今の合計をしまして728万588円、直接工事費として増額となっております。

ここに共通費、率でかかる共通仮設費ですとか現場管理費、一般管理費、149万9,412円が上乘せになりまして、工事価格の合計が878万円増額となっております。ここに、契約時の落札率96.85を掛けまして、端数処理をした結果、直接工事費で850万円の増加となりまして、消費税を入れて、今回の変更額935万円の増額ということになっておりますので、一部、主な理由としましての改良になりますが、そのほかいろいろ含めての全体的な変更ということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 打ち込む鋼管が9.5センチで長さ3.5メートル、普通のガードレール、ガードロープの支柱と同じぐらいじゃないですか。あれは、普通の常用の打ち込み機で打てるんですよ。大がかりな打ち込み機、クローラークレーンとか、そういうようなのを持ってきて打つようなあれじゃないですよ、この大きさだと。そうすれば、柱状改良工事よりも手間がすごく省けるはずですよ、これ。と私は考えるんです。

口頭で今課長が言いましたが、ちゃんとした内訳の資料を、やはり増額の根拠の資料を提出しないと、ただ柱状ではモルタルが硬化しませんでした、ですので935万円増額して鋼管にしますでは、全然私は納得できないんですけれども、そういう資料というものはあるんですか、ち

やんと。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回、本会議ということでございまして、特に配付する資料、説明する資料を持ち合わせておりません。

○2番 馬場 浩議員 終わります。

○室井嘉吉議長 終わっていいの。

○2番 馬場 浩議員 終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいまの2番議員の質問を聞いて、ちょっと疑義が生じたので、幾つかただしていきたいと思いますが、私は素人なので、今お話しされた、いわゆる専門用語については、なかなか理解し切れておりません。したがって、再度繰り返しになるかもしれませんが、それはご容赦をいただきたいと思います。

まず初めに、全く素人的な知見から考えると、建物の工事を始める前に土地造成工事というのをやっているんですが、この土地造成工事の目的は何ですか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらはもともと農地でございましたので、農地の部分は地盤があまりよくないということで、その入替えということでございます。そういった部分での土地造成でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私たち一般の人が土地造成をするということは、通常、そこに建設されるであろう建物、いわゆる構造物が建設可能な状態になるというふうに、私たちは一般的に理解しているんです。専門家ではどうか分かりませんが。

そうすると、私の中では、土地造成をして、2メートル50という話がありましたが、表土をどのくらいかき取って、どのくらいの厚さの、いわゆる造成、新たな土地造成をされたんですか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

表土の剥ぎ取りにつきましては、約30センチほど剥ぎ取りまして、造成については、高さがちょっと、若干高いところと低いところがございます、平均的には1メートル程度造成するということになっています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、そこに、木造建築なんでしょうけれども、建築物が建つという前提で考えた場合に、土地造成が、いわゆる30センチの表土を剥いで、1メートルちょっとの、いわゆる新しい土をそこに埋め戻したということ。ということは、当然、もともと田んぼのところまでボーリング調査はいったということですね。いくということですね。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

ボーリングにつきましては、深さ約10メートルまでボーリング調査しております。その中で土質ですとか、N値ですね、支持力がどのぐらいあるかというのを調査しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 一問一答だから、短い答弁と質問で、大変歯切れがよくていいんですが、要するに、私が聞きたいことを理解されていないんじゃないかと思うんですね。

2メートル50の、いわゆる硬化試験をしたんでしょう。それは、なぜ2メートル50だった。例えば、2メートル50をするということは、硬化試験をしてみないと硬化するかどうか分からない。それは、2メートル50という基準があるんだろうと思うんですけども、土地造成でしていない、ボーリングはした、それは1回しましたと。1回で何か所やったのか分かりませんが、それがつながっていくのが技術だと思う。ボーリング調査をすることによって地下の形状が分かる、土質が分かる。そのことによって、上に建つ建物が、いわゆる支持力というんですか、支える力なんだろうけれども、それが安全なのかどうなのか。

技術というのは、あるいは確かめるという行為は、全部連動してつながっていくものじゃないか。何か今の話を聞くと、つながっていかない。そのところをちょっと説明、もう少し分かるように説明していただけますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

ボーリング調査につきましては、先ほどのとおり、土質ですとか地盤の状況を確認するものでございまして、その状況から柱状改良工法ということにしたわけなんです、その時点では、

その土が固まるかどうかの答えは出ないんですね、ボーリング調査では。試掘する量が少なく、直径5センチぐらいの管を打ち込んで土質を調査しますので、コンクリートを試験するための量までは、その時点では取りませんので、今回改めて、業者さんが工事に入った上で、2メートル50付近の土を取って、改めて試験をした中で、支持力といいますか、強さが得られなかったという結果が出ましたので、今回の変更の議決を提出するに至りました。試掘の段階では、結果的には、そのところまで結論が出ないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる契約行為を行って、事業が開始されてからでなければ、こういう実態というのは見つけられないという言い方ですか。つまり、設計の前の段階で、ボーリング調査をする、そこで支持力、例えば造成をしました、造成が終わりました。さあ、いよいよ今度は上物を建てます。そのときに設計をするんだ。そのときのその段階で、あるいはその前の段階で、支持力が十分に確保できるかどうか、工法によってですね。それはなぜできなかった。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらは、先ほどのとおり、契約締結後に受注者が土を採取して試験することを前提に、柱状改良工法ということで最初に選定をしました。それは経済性ですね。金額ができるだけ安い工法でできないかということを探るために、柱状改良工法を選択して設計に入れておりました。それを裏づけるために、契約されてから、受注者がきちんとその土を取って試験をして、それで強度が得られれば、そこで柱状改良工法でやってくださいというような前提がありましたので、そういったことで最初の段階では分からなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 現実にやった行為は分かる。なぜ事前にできなかったかということですね。契約に入れたというのは分かりました。なぜそれを事前にやって、契約変更の伴わない、できるだけ契約変更にならないような内容で入札できなかったかということを知っている。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 事前にといいますと、結果的に、そこに重機を運んで2メートル50まで掘削をしないと、その試験ができませんので、結果として、建築主体工事が発注になってから

しかできなかったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういうことが一般的な取扱いになっているというふうに解釈せざるを得ないんですが、そうした場合、そういう契約条項になっているということは、当然工期の問題まで影響しますよね、額だけじゃなくて。あるいは、当初の契約をする行為の見積書、見積書というか入札書ですね、設計書があつて入札を。そのときには当然、応札する業者は、設計変更があり得るという状態で応札するということになると思うんですね。その場合の契約期間、いわゆる工事期間の中に、それが算定されているんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

工期につきましては、確かに、今回こういったことで遅れるということでございまして、全体的には遅れるんですけども、今のところ、工期を3月25日にしております。今回、業者さんに確認しましたところ、今回の変更を受けて、スムーズにいけば、基礎工事は来週をもって終わられるような状況になるということでございまして、何とか今の契約工期の中で完了できるのではないかとというような回答はいただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ことわざに朝令暮改とありますね。朝に規則を定めたり、あるいは約束したり、物事を決めたりしても、その経過、手順の中に過ちがあれば、夕方にそれを改正していいと、こういう例えだと思いますね。ですから、私は、正しい姿に直すことについて異論はありません。ただ一方で、原因・結果の法則というのもあります。

皆さんお分かりだと思いますけれども、原因があつて結果が出ました、それは約900万円の増額変更です。この結果が、今度は次の行為の原因になっていくんですよ。これは工事だけじゃないです、全てです。

ですから、ここのところは、どこにその原因の核心があるのか。そしてそれは、これまでのやり方でいいのか悪いのか。そこをしっかりと検証して、臨時議会を開かないと前に進まない、そういう工事のやり方は望ましいと思いませんので、ぜひ、ここはもう一度、決まっているからやるということは大事です。しかし、こういうふうに決めたら、もっと問題は少なくなる、あるいは影響がなくなるだろうということも考えて、今後の契約の在り方に臨んでほしい。

以上申し上げて、私からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、4番議員のお話、質問と課長の答弁を聞いていて、どうしてもやっぱり矛盾が生じます。

重機を入れることができなかつたといっても、造成の床掘りをした時点で重機は入れられたはずですよ。差し引けば、造成が1メートル二、三十の造成をしたならば、その下でやれば1メートル、それこそまた二、三十ので、やる気になればサンプルできますよ。それが契約した後にやって、駄目ですから935万円増額してください、これもし自分の家だったらどうします、建主だったら。納得できないと思いますよ。もし、工期があつて間に合わなければ、納得するだけの資料を出して、全体協議会何だかんだで議論を深めてからだと思ふんですけれども。

○室井嘉吉議長 2番議員、質疑の部分は終わったでしょう。

○2番 馬場 浩議員 ですので、私はこの議案に反対します。

○室井嘉吉議長 ほかに討論はありませんか。

反対ですから、次に、賛成の方の発言はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 工事に入る前のボーリング調査では得られなかつた結果が出た。そして、有機質5%以上の場合は、柱状改良工法では不同沈下とかを支えることができないというようなことも研究結果で出ております。ですから、安全な建物をきちっと未来永劫続けられる、そのためには鋼管での改良、これはやむを得ないんだというふうに思つて賛成します。

○室井嘉吉議長 それでは、反対討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これをもって討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

提出議案第65号 工事請負契約の一部変更について（木の町コミュニティ館（仮称）建設事業建築主体工事）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、提出議案第65号 工事請負契約の一部変更について（木の町コミュニティ館（仮称）建設事業建築主体工事）は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は終了しました。

上衣の着衣をお願いします。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもちまして、令和3年第3回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 川 島 進

署 名 議 員 山 内 政